武德成業

十八

内閣文庫
番號 和 15251
冊數 63(18)
函號 150 12

内閣文庫
和書
類 一五二五一
號 六三
冊 一五〇函
架 四

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

武徳成業巻之十八

伯耆守加藤正脩編

日本政府圖書
内閣文庫
淺草文庫

家忠日記

十月大六日新府ニ陣スルノ諸将ヲシテ各軽兵一人ヲ出サシメ御嶽ノ警衛ニ赴カシム十四日今度保科越前守正直大神君ノ幕下ニ属ス是ニヨッテ　大神君信州伊奈半郡ヲ以テ正直ニ賜ル

今度對當方一旨忠信之由酒井左衛門尉披露誠以祝着之至
早速被令出仕伊奈郡事一圓並東一旨相違誘以此旨
一ヶ所抽軍忠之状如件

天正十年
十月廿六日　　　御諱 本書無
保科越前守殿

柏崎物語
去九日甲州都留郡郡内須信州佐久郡是を手前え　神君に
進上一位上州の内沼田を北条手前より返進可仕上は一命を預け可仕旨
信州甲州は　神君の御手に入候得は
氏直と和睦申上候て和睦の上は人質は大道寺孫九郎政繁
出し候　神君の御旗本に守候て
放　神君小笠原を以て酒井小平次家康へ御渡せしむ

信州佐久郡并甲斐都留郡の儀御手に入候得は久保七郎右衛門に被仰付差遣候
三人にて差遣候得共方々御取合の時分に付遣候
勤め候は　神君家康へ御大切に被仰付候得共大久保を以て上意の通り申上候
芦田丹波守信蕃上意の通り甲州上下の者共へ上意を申
諸士勤め候に付遣申候は被仰付候得共今は御同心
家老共信蕃の家来をも被遣候て甲州へ参り御同心
信州保科甚四郎の信濃保科弾正忠其外の諸侍を被仰付
二百余騎の本丸の水野家の家来小笠原左衛門尉の時分に織田
家にて居候後は先祖より浪人として甲州に

其ノ今度ニ召出同名孫九郎を使として三郎作遣清秀方ニ
右衛門清方清秀也嫡子卒次男同名一右二男藤次郎正勝を右遣
御目見仕則伊賀郡にて千石下候或者壱万石三郎作方ニ本正に
成次男吾座候

續開談

虎盛ヵ三男小幡惣七郎景憲天正十年十月　権現様江十二歳
にて召出　台徳公の御小姓に成後に孫七郎と改め文勘定
と改む文禄四年十二月故有て浪人して世に遁世す慶長二七月
十六日伏見籠城の時　台徳公の御供帰つと勉案して野村
表忠に唱して同八月十六日の落城に旅のことく出奔山田表八

に対面し老人小野忠明か門弟として一刀流を稽古して慶長五
正月泉州堺にて大久保十兵衛長安見吉信長之味方源次郎か若党二階に立
籠りたるを討取同二月伏見にて福島掃部助か若侍去藤に取
籠りしを討取同七月大番元か浅野十郎か若党二階に立籠しを
討取同年十二月　台徳公宇都宮迄御出陣の時氏家の井伊
兵部少輔に属す故有て大坂の役をうけて其後関西動乱故其後
一番に清洲迄籠をする時景憲ハ宇都宮に相残りて合戦
にて八合戦首をとり見届宇都宮まて岐阜攻の時に就
登り其後岐阜にて功を抽んせ後尾州清洲にて野村太郎兵衛と

廣間ニおゐて石補との仕二度朝表根の城下にて又二度是にて
石補との仕合文長十年伏見の留守何にて慶長三年若意御
法度を背き宇治にて喧嘩し若者を討ち同十二年五月十日朝
宇治川の川端にて喧嘩相手は白刃六人棒七人にて若者は
勤番一人にて向ふの八人を負残らず追散し同十九年十月
両公大坂御出陣の時加賀筑前守の後をかりて富田越後に属し
波堀に更り十二月四日五日六日七日を経て女人大功を顕し同廿日
御和談相済の後に其日大久保左衛門にて四谷本左馬助殿
城し仲間に代との方より大野修理の内意を申越同後秀頼に

属し居ける心中誠是ハ景憲従来の軍師也内通是の密を受て従ひ
て軍術の誉れ世に称せられ殊に御第と懇意なるに依て伏見の
御城代松平隠岐守定勝を以て京尹板倉伊賀守に相達し同若
にして城中に入り秀頼に仕へ居ける中に遂に和睦人義談同廿年
正月廿二日大野道馬守より侍大将是等大学中村右衛門等人を以て
籠城の事中遂る六條の一向寺門前の商家にて案話す同廿三日
隠岐守伊賀守に疏し示し合せ廿六日大坂へ下り同所にして後て
秀頼に属し廿八日城中見廻りして兵糧の数を積薪の事
其外人の作法又大狼煙の事是廿日條點検し右女人に申

遣ス廿六日大野主馬布施新之丞并子喜内播磨武庫丹波
随見院等と軍議ス廿七日伏見ニ而後藤明石長曽我部毛利豊
前渡辺木村等軍批判ニ及関東の御為悪敷事ハ皆申様も
廿八日秀頼より大野播磨渡辺及主馬方へ再三黄金ハ切よする
つミとの浣文と長識之と顕候伏見ニ依て験皮申ニ付蠟燭書之旨
要所ニ取リ板倉ニ両度ノ密事を遣て二月十一日又大坂より下り
主馬ニ対面ス廿七日の日附ニて駿河へ御内称の御書付を
第二十二日城中ニ而主馬と将宗家の七人と又伝達の大極
秘ニ付密議を催し右附一向大坂の吉事并中事関東の悪敷事

并とさし候て放免人に書状を以て申遣す十六日秀頼公主馬へ百貫文拾銭御用
三百人頭分主馬へ云遣す右詳退候十七日船色々あり長宗我部織部正
小幡ハ駿府への問答するために中途より放十八日主馬方へ浮勢及ふて
注意しけるを渉申ひしき誹文を認めて退くと云へとも既に奇之
石部ら主人より錐竜に依て十九日城中へ出て堺の町ある廿七日堺を
申越ひ去廿八日道伏見に御手の敵の様子委細に注進候又大名
良及退則坂本より懸若狭に同月十九日定勝修理へ親とも報しよ
決定へ主君城中の様子又不并首々又同月六日伏見中より注進
次第に是より戦場へ向七日も戦場より帰り二月伏見へ出　台徳

近く御目見仕十月廿五日水野監物と共に大坂城中の事聞来
談大谷秀林に門通仕りしに城中の事具に申達度々招かる伊賀守
より勘定奉行同名の云切見く執成ありし志かし柴走行
といへとも御錯ひたまらんいかゝ候哉奇特との上意計にて御褒
號なかりしかハ　台徳公御家人に列せられ甲陽の軍学
を以て教へ奉へしと云く後く御使番勤仕候
先祖甲州首役の郷士小畑盛次入道日浄明應九年孫十郎と云八歳
の嫡子として甲州に来り武田信縄に仕ふ信縄の子信虎也是ハ
大将相勤大永元年信玄誕生の節に今川家の侍大将福島上總助

正成山縣淡路守甲州へ攻入けるに孫十郎右の山縣を討て信虎の諱の
一字を授けて虎盛と名乗る後山城と号す虎盛ハ後淨心と云ふ川中
島海津の城に籠り謙信の押へとして永禄四年六月二日七十一歳にて
卒す其子ハ小畑孫十郎後豊後守信玄の時上州の小幡尾張守に属し
信玄則尾張の小幡氏を改て虎盛となし家長の小畑の文字を
小幡に改めしと云り
虎盛が嫡子孫十郎昌盛後豊後守信玄勝頼の両公に仕へ武名高し
江戸の内に天正十年三月六日病死す年四十九歳也一女二男有り嫡子孫七郎
昌忠十九歳にて天正十年七月　権現様に召出され其年の暮

御旗本にて平岩七之助と双ひて返へ指尾ヲ切落され又々療治不叶
平岩す所比類なき働の同数度の忠戦有同十二年長久手にて斤
手柄にて首一級を得たり慶長五年九月十七日二十五歳にて奉仕虎
壁の所に附て籠城天正十年十七歳にて勝頼生害及甲州より三方
織田信長の家臣去方道造の養子として後に三年寄の城攻にて去方
勘尉久々彼よ出て先陣を蒙る同十四年去方家を辞して
井伊兵部少輔直政ハ此附人の事慶長五年の養子となりて慶
長五年より附せ同十八年小田原征伐に於て大功有によって其
井伊家を去て慶長五年関ヶ原にて直政とともに家初に
元和元年同十九年大坂冬ノ陣にて同じくにて組働ケ元和元年五月六日
大和口へ水口勘兵衛を先に後に陣て功を励ミ元和三七月又御加増寛
永六十歳にて病死也

家忠日記
十一月小四日　大神君命ノ上口山取出ノ要害ヲ修セシメ給フ

此日松平主殿介家忠明五日善光寺表ニ發向スヘキノ旨鈞命ヲ蒙ル　五日家忠兵ヲ率ノ善光寺ニ赴ク　六日家忠向山ニ屯ス　七日勝山取出ノ要害ヲ築ク　此月柴田七九郎ヲ部將トシ依田カ軍勢先陣ニテ伴野刑部大輔カ楯籠ル前

山ノ城ヲ攻テ是ヲ陥ル刑部大輔ハ小笠原カ族ニシテ數代弓
馬ノ名人ナリ此時ニ至テ伴野ノ家滅亡シテ其道断絶ス其後
柴田依田兵ヲ発シ高棚及ヒ小田井ノ城ヲ攻テ是ヲ抜ク信
州ノ士平原善心平尾平藏大井民部少輔小山田六左衛門尉
森山豊後守志賀與三左衛門尉栢木六郎等降ヲ乞テ各
大神君ノ幕下ニ属ス

柏崎物語
伴野刑部大輔信州小縣郡ニ而前山の城ニ籠る末孫[illegible]是ハ
小笠原の庶流也依田右衛門佐を始め諸士是を攻ル
前山ハ子[illegible]信治又ハ信良[illegible]を　神君[illegible]の城へ
引退[illegible]氏直[illegible]　御家[illegible]ハ
大方依田信蕃[illegible]

落穂集
若神子表ニ於て七月末ゟ霜月迄五ヶ月[illegible]　家康公と
氏直對陣之[illegible]甲州浪人中ゟ[illegible]注進[illegible]小諸氏直ニハ
[illegible]信州表へ出張[illegible]親父氏政ハ小田原ニ[illegible]相州二段の城へ人
数を[illegible]甲州[illegible]
有[illegible]よつて[illegible]
氏直出張の由[illegible]
然ル[illegible]　家康公[illegible]小諸

若濃守氏親方へ申遣して三藤職ハ常国後ハ駿河へ立候
其身ハ浅ましき有様にて其家の支配して一致して西上野武田の旧領を
添上野一家ハ北条家ニ支配ゆるしもせず若者氏直ハ滑かゆるしもせず様ニ就
てハ西後和睦を申遣し兼ねて氏政ハ隠居ゆるしもせず氏直家
督を致して其後末の娘を以て氏直へ嫁せしむ幸ニ藤家の縁ニ而て
有之間万端ニ付而も一ト応ハ合若者の出書面を指越して
氏直を初め北条の面々家康へ申遣して一段と飛脚の往復ニ極り候
併ながら氏直ハ一段と見当不遣小田原へ申送して氏直よりの
返答ハ終ニ若濃守家康の了簡通りニ相成り了ニ上若氏親方へ

御返答申上氏直近習の士遠山新左衛門を以て小田原へ申遣し候処
氏政ニも同心致し候処ハ彼方の評儀相済ミ候後の新左衛門小田原ニ
逗留候内ニ漸く気鬱ニ付山下ニ而隠居致す候別段ニ方の
侍共小笠原善信を初め冬々仕度仕候　　家康公の出馬ニ達し
以の外ニ御機嫌ニ被仰武田の早天ニ小笠原家之一の者ニ而大道寺駿河守
張本之北条孫右衛門馬ニ掛来て其合ニ掛け同し孫右衛門も候
家康の使ニ参りかしこまり駿河陣営へ罷入り候処孫右衛門
駿河ニ向ひ　　家康公中ハ其合和平の義申候ニ付小田原へ
一応申遣ニ若濃守家臣一致ニ而の返答ニ付数日相待ニ而参候処

是ハ我らへ者共ニ取りてハ諸侍衆小田原並の様ニ者皆候ハ
和睦一両方の返事ハ實候ニ付ても定而申時分を延へ候ハ為の儀申
者之ハ上方ニ而構御座候ハ早速人馬の相い出し申候　今
中ニ一戦を遂ける處ニ首尾能く切の候に御座候と申候
ニ付駿河守様へ申候へハ　家康公の御意被成候ハ北条殿の
御事ニ付御和睦も氏直殿ニ付てハ家康も信濃守ニ御返事
申ニ及と只今御入御遠慮有之候ハ北の方も信濃守へ御直ニ被仰入候
と申候ハ添左衛門ニて申候之由　家康公我等へ御申被成
ニより此の陣の御事へ申達申ても相良ニ申付被成候此陣へ被成

来りて氏直へ直談申上候信濃守殿對面ニ及申と首尾を立申之をすまし
中間ニて駿河守ハ氏直の本陣へ引取候の次第を申達候ハ氏直
を初めいつれも大ニ安堵之様ニ相見へて信濃守ハ新府の御陣
へ家康公ニも此事を押られ一先ニ首尾能く一変して諸人の為駿河守
嫡子大道寺孫九郎を信濃守同道いたし相模衆ニ添左衛門を案内者と
して新府へ引取し道筋として掛川小平太須賀五郎左衛門尉惣右衛門
其三騎ハ羽織の上の山を押上り中酒井左衛門尉射留候
其後平八郎其三千ハ細きニ信濃方上野介并佐久郡之衆同小幡衆へ
存向て其母ニ面見せ候と合戦致て使を押出し候と其陣の中を

源三郎氏親嘉藤と同心して左近を見て左京の使を使として
是の次第を少も存ぜず後は悉く彼を押留めければ三人ともに彰房の御陣
所へ参候て源三郎は御陣へ参りて右次第を申ける候く早速
美濃守を三河守より付氏親を岩先より岡城へ御和睦の御使御越し
の次第を申上候へば岡崎のむり逆意仕候と申上候　家康公
御聞なされ左衛門の方遣はなくて内存を行ふ候して御機嫌能
其三河守も以後出一戦あるも不及候の間に我人数を引入へ申候
三郎出孫九郎義をも三河守御同心三郎付根美濃守義年の節は
小栗助之丞と申親父氏家の方へ諸方今川義元の方へ浪人として

三河國境にて　家康公より行代と申者を駿河へ遣し
中京御家来筑前にて三河浜松城の旅より家老今川付可然家老と
三郎出御難儀の上美濃守孫九郎妻へ内証の御料理と申並美濃
義御帳中と申候に今川義元當陣へ三河家衆の上は浪人共に不及義に候
孫九郎を召連三河より申候と御待候へば美濃守取りにも左衛門の義は
當國より義理も申候へば孫九郎をば何色にも浪人一分とて候
御尋三河先元忠御請と申上候へば當表にても此中ずいぶん旋と申候
可申と申出でも衆中御請申候へば浪人一分と申當表御請申候
と申浪人一分ともに御請申候の御返事にと申上候

立帰出ハ人ニよりハ生死甚縁有によつて申也念ニハ御仕置根の甚の
人質と申ハ大切の義なれハ外ニて重罪を思案致し思召候ニと
御首是れ此方無ハ外ニ而重中刑ニてハ孫常宗兵衛之由
家康公よりハ北条氏政御免之重宗の首ハ御とも見ハ御首する孫九郎
なりハ富士の根方迄出し富士の社人ヘ申被遣候ハ富士の社家の者ハ
関東より召抱ニ召候義なれハ北條家の家老の子を御預けいたし候ハ
我等如此の時子細有て居り候ヘ共これを被成義ニ御座候と武蔵国
浄正我等より申遣して関東ニ出国迄出し社人をも被差遣候と
御首是れハ此方無義り北条氏之の城事ニ付ての御仕置日孫九郎と同
道して富士の根方廻山村ヘ北條家の郎党之社人を以被遣て
立帰る
孫別に御帰リ入候へ共と申是れハ甚御義ニ付て北條右衛門佐相別
三坂の城分ニてハ御座候の義ハ鐵砲やうに組付られ候能見届
氏直より其外ニ者共は御取立ニ被成候て其外ニ重ね御座候申候ハ
御手ニ成てハ孫九郎了簡として其方分ハ酒井右衛門尉様御取次ニて
立帰ハ御のけと思召候ヘ共今日ハ其御覚ニも及申間敷と申ニの
御首を兼りこ御のよりの此儀人ニハ及ぶ義ニ候共文書ニて申遣と首
思召よ北條方より氏直ニハ此際の義書状を以御隔て被差出候小田原迄

海城の上諸地ハ三ヶ月経て下向しける其中ニ氏政ハ此侍を出て討せ
様子小笠原右京亮・安八と云者氏康の浪人穂坂兵部後ハ出来年
三月廿八日安八と云者出陣致し候て同右京亮甲州へ御入りて小笠原右京亮
幕下にて甲州元も中合ち評定し一戦をもって敵の前ニ而降参を
討死勝利て後ニ之は八幡部小兵衛と云者で氏康より石田勝ちの
御対陣しける中ニて東海甲斐国一番に出陣せしと相聞其上ハ
枝文の此日極ニ而加ふる世上ニ申触て出陣候也

晩に岩土月初旬ニ浜松保田右京亮続兵刑部を攻て其をも攻破る
依之士屋宗八ニ告候て討死在の人数ニ而迎ヨリタイ迎一揆衆と申ける

尤事也し
辻源三郎四願今井と云
同日大和先達ヨリ三河守ヲ以テ御中務三河守甲州タケイ村にて云
十二月晦日の岩松平ヲ取候と云也
同月十日奥田勝家使を以て　神君御感状下さる遠江遠州士
御味方ニ下石奥田丈八ハ甲州より入御旗本秋山ニ而申首
十二月甲州元亀四年三河守出而元亀二年御月見付ニ而濃田右衛門一族
平京丈門大須賀康高独り取組列雁井辺一揆の大将大村三左衛門ヲ討
一の院を討付る若者十九人と保坂今右衛門中ヲ而御前ニ而今日對面

又七郎村平泉逆意之節先一旦ハ中宿へ退出の時に又兵衛の変

首と云所立帰り今日ハ長船小サ刀斗ニて刀ハ刀指直平泉に渡立

帰り時より自分の直事有様形へ行と時分の刀指候へ共

景山新八の刀指の者指する刀をとる中にしとせて宣を指て

切殺し此者逆へ参る処甲州の小幡彦太郎十五七過居出前若ぐる彦太郎平泉よ

出向切合彦太郎指て切居たる浄清服部錦彦よ指て向不眉尻よ

切付られ目小血入て放御し古屋権左衛門枝戸をとりて此者を塞

く三河氏永見新右衛門組をうたんで掛る平泉逃る所を討て掛る

永見居なから平泉を突倒し小平吉左衛門伊奈房助掛く首合の

法士平泉をも切殺を遁て房助をも切其疵にて房助死去古坐永

見へ御津感小幡をは三歳丸山吉右衛門出して其夕イリこ老人

彦へ此等を御清放錦彦よ御て疵に療治御心安害ゝ時彼

黄金一枚此褒美を被下給田の若の他なし

十二月十九日服部家派右衛門小田原ハ之若ミ派若ゝつとめ若房

遣示しと川尻下野居養年人へ服部の丈云村ハ服部家財役馬林嫁

より黄銭之首

浅野右衛門(?)[illegible]武田の親族九郎(?)[illegible]又七郎村遠(?)別

秋葉(?)[illegible]甲州(?)[illegible]へ天正十年之

連署之誓盟ヲナス輩今福新右衛門尉曽根下野守駒井右京
進青沼助兵衛尉小菅又八郎三枝松監物跡部九郎右衛門尉
川窪新十郎曽根源六郎跡部民部大輔油川刑部少輔大井監
物岩手助九郎油川弥平次栗原日向守三枝松平右衛門尉以
上是ヲ武田親族衆ト云
長沢佐左衛門尉竹居郷右衛門尉窪田弥平左衛門尉白沢傳
兵衛尉天川平次郎今井弥四郎以上是ヲ二十人衆ト云
原三右衛門尉山本源三郎跡部源左衛門尉高室清三郎柔倉
造酒之丞同姓半兵衛尉牛奥織部正岡野神太郎平林藤助山
中主水正以上是ヲ近習ノ衆ト云
土屋三郎右衛門尉岩間将監窪惣左衛門尉小宮山又七郎窪
嶋平丑郎有賀式部少輔高林又十郎須田惣市市川内膳正石
原孫八郎飯室庄左衛門尉同姓与左衛門尉河西孫右衛門尉
三田大蔵少輔御手洗藤十郎横地弥兵衛尉内藤織部正横地
喜三郎白沢久助長井又丑郎窪田内記中沢惣九郎河野庄左
衛門尉塚原治左衛門尉中沢主税外鎌田権左衛門尉内藤源
助飯田右馬助今福求之助同姓彦藤五味主殿助保坂監物青
沼縫殿助南宮十兵衛尉風祭兵助南角十左衛門尉牛奥与惣

左衛門尉水上六郎兵衛尉向山新之丞窪嶋与一郎安倍源太
郎保科新兵衛尉小田切大隅守山本主殿助松月齊延子駒井
宮内大輔工藤市兵衛尉同姓弥左衛門尉同姓甚太郎市川宮
内少輔同姓喜三郎小畑藤五郎以上同近習ノ衆ト云
荻原甚之丞窪田助之丞同姓藤左衛門尉中村藤六郎石坂藤
兵衛尉志村又左衛門尉山本孫右衛門尉河野傳之丞以上是
ヲ小十人頭ト云
大志萬与次郎海野市助耳利六之助中沢市左衛門尉大窪惣
右衛門尉長谷与惣右衛門尉今井主計及青沼与兵衛尉川合

作兵衛尉塚田内藏助志村善右衛門尉五味源兵衛尉市川新
右衛門尉鹽里屋久兵衛尉荻原市之丞岩下七郎左衛門尉惣
田七兵衛尉南宮庄左衛門尉窪田平右衛門尉野呂瀨庄之助
杉田次左衛門尉南切源右衛門尉宮沢善兵衛尉三沢佐右衛
門尉同姓四郎兵衛尉鮎川新五兵衛尉小池主計助河西喜兵
衛尉天川兵部少輔嶋田外記岩下又左衛門尉渡辺半左衛門
尉松村喜太夫安部式部少輔塚本喜兵衛尉雨宮源之丞鮎沢
善右衛門尉今井兵部少輔末木宮内大輔沢藤兵部大輔川口
彦三郎山村彦兵衛尉鮎沢織部正深海民部大輔加々爪右衛

国立公文書館
National Archives of Japan

門尉中山久右衞門尉高野清七郎初鹿庄右衞門尉任連木鄕
左衞門尉太田宮内少輔小林主税小田切主税以若槻次郎左
衞門尉小池四兵衞尉河野又一郎細野源五右衞門尉安部惣
十郎須田民部大輔植原市之丞岩下鄕左衞門尉山下弥兵衞
尉樋口三郎右衞門尉飯田甚五右衞門尉飯嶋作右衞門尉河
野好右衞門尉苍岡藤兵衞尉若槻主計以一瀬弥五左衞門尉
折井民部少輔小宮山鄕左衞門尉廣瀬美濃守三科傳三郎石
黒將監石原五郎右衞門尉藤堂新兵衞尉天川宮内少輔中込
又兵衞尉小池佐左衞門尉石原鄕右衞門尉保科喜右衞門尉
飯室宮内少輔同姓八郎兵衞尉藥袋原庵之助苍輪又三郎横
田善次郎飯川彦四郎河手又左衞門尉荻原孫兵衞尉小沢喜
平次大窪式部少輔三井勘三郎大鳥居藤太郎長坂十左衞門
尉上村右近丞齊藤修理亮廣瀬市右衞門尉本鄕源三郎秋山
權之助原帶刀成嶋五郎福嶋十左衞門尉礒野左太夫内藤主
膳正長井傳内窪田又右衞門尉折井市之丞北村源右衞門尉
同姓八郎左衞門尉横村弥兵衞尉德坂主計助志村清三郎中
込加助金丸助七郎細萱雅樂助小林弥右衞門尉菊嶋弥助藤
田弥三郎今村作三郎須沢又兵衞尉風間甚八郎武藤久左衞

門尉吉田助三郎岩間作内武川市兵衛尉以上是ヲ山縣衆ト
云
落合惣兵衛尉稲津宮内少輔栢原平兵衛尉小田切次太夫河
野内記小倉将監古屋織部正河野敦質助平尾三右衛門尉飯
嶋作三郎金丸善次郎清水主殿助小池又右衛門尉古屋助之
進田沢茂右衛門尉清水庄五郎九田甚四郎向山又八郎細野
弥右左衛門尉一瀬傳右衛門尉初鹿金兵衛尉石田作太夫岩
下惣太夫今井清十郎須田弥次右衛門尉河西与太郎今井平
次郎東条民部少輔鄕庭民部右衛門尉内田市之丞開口惣十

郎岡角三郎塚原新四郎山本源三郎切部次右衛門尉前嶋半
兵衛尉平林作兵衛尉飯田市右衛門尉角田主計助市川四郎
右衛門尉切部助七郎篠木弥助東条角右衛門尉河西甚五兵
衛尉以上是ヲ原隼人正衆ト云
青柳内匠助青沼郷左衛門尉安部七郎兵衛尉矢嶋長助横田
民部右衛門尉坂本清三郎秋山九右衛門尉横田作之丞荻原
作左衛門尉高軽藤四郎橋田藤十郎志村久右衛門尉渡辺藤
三郎中込藤之丞飯田民部少輔以上是ヲ青沼助兵衛同心ノ
士ト云

和田主計助須田長助石黒与惣兵衛尉水上藤
兵衛尉松原平助丸山市兵衛尉山本源三郎窪藤右衛門尉内
田新十郎同姓又三郎向山宮内右衛門尉大林六右衛門尉一
瀬清四郎小瀬村右近藥代源七郎石田善助同姓小兵衛尉小
宮山新七郎大窪推右衛門尉高野与十郎塚原藤八郎橋本織
部正雨宮七左衛門尉村田市左衛門尉窪田小七郎井尾源三
郎樋口次左衛門尉大沢半左衛門尉風間藤七郎庵原庄右衛
門尉上野助之丞岡市之丞細田六三郎中村九右衛門尉依田
縫殿丞中沢与八郎同姓善七郎野沢弥左衛門尉水上久助青
柳平五郎飯田惣兵衛尉小沢弥兵衛尉筒井藤七郎荻野助之
丞鈴木与三兵衛尉川西作右衛門尉金子助右衛門尉風間七
郎右衛門尉中村孫兵衛尉古屋新五郎辻甚内細野佐左衛門
尉金丸藤七郎大嶋平五郎千野源之丞鮎沢主水正志村小兵
衛尉鮎沢猪之助長沢孫左衛門尉同姓雅樂助同姓弥右衛門
尉穗坂弥助高野五右衛門尉穗坂彦次郎依田善五郎塚本源
助窪田久右衛門尉野沢次郎岩本又次郎内藤久左衛門尉以
上是ヲ一條衆ト云
芦沢左近松原宮内大輔内藤織部正下條九右衛門尉同姓作

兵衛尉同姓弥兵衛尉窪南藤三郎相原次左衛門尉同姓次兵
衛尉千野左門同姓又右衛門尉同姓七左衛門尉鹽入久左衛
門尉渡辺三左衛門尉石原次左衛門尉相原内匠丞深沢市左
衛門尉相原兵部左衛門尉同姓惣左衛門尉同姓敷員助同姓
九左衛門尉井上市右衛門尉以上是ヲ御嶽衆ト云
三木助左衛門尉高橋次左衛門尉岩間与一郎谷尾惣兵衛尉
石黒吉兵衛尉矢田佐左衛門尉原助兵衛尉同姓半兵衛尉長
沢左兵衛尉坂本傳助野沢加右衛門尉高野弥左衛門尉西山
金兵衛尉廣瀬主計助同姓市助塚本助七郎福嶋三郎右衛門
尉竹田助十郎山田源三郎野口又左衛門尉河野助右衛門尉
三科惣七郎丹利民部左衛門尉切原宮内少輔以上是ヲ小山
田衆ト云
三科孫兵衛尉大嶋五兵衛尉五味与左衛門尉鮎川次郎左衛
門尉惣田加兵衛尉須田市左衛門尉窪田弥七郎竹吉弥吉藤
堂孫四郎郷場主税助石井三右衛門尉大窪四郎兵衛尉同姓
新兵衛尉横森甚三郎原監物齊藤四郎左衛門尉古屋新九郎
藥袋勘左衛門尉同姓与助須田淡路守原田仁兵衛尉細野新
右衛門尉山田惣右衛門尉小野喜兵衛尉岩下清八郎平井作
国立公文書館
National Archives of Japan

左衞門尉荻原大炊助中田清兵衞尉丹沢主計助坪内彦一郎串村新兵衞以上是ヲ遠山衆ト云
倉沢主水正神宮右近寺嶋孫右衞門尉橋田三郎右衞門尉風間作左衞門尉岡勘兵衞尉羽連善次郎罡太郎二郎渡辺惣兵衞尉小池七郎右衞門尉名越肥後守林主水正駒井兵部少輔石村源五右衞門尉下條主水正穂坂清左衞門尉岩根清兵衞尉若名新九郎内田善十郎荻原次兵衞尉坂本作右衞門尉長田九助以上是ヲ栗原衆ト云
土屋才兵衞尉同姓与助深登左近大夫水上藤六郎井上三郎兵衞尉丸山治部右衞門尉向山釆女小田切雅樂助飯沼右馬助前嶋宮内助同姓与左衞門尉同姓織部正若尾藤三郎同姓惣三郎伊奈半兵衞尉乙黒弥三郎内藤又七郎白井内三郎小池十兵衞尉駒井兵部飯田助左衞門尉小柳津右衞門尉大開五兵衞尉矢津庄左衞門尉小野助太夫竹川新三郎古屋六兵衞尉同姓与十郎中村清三郎高田新七郎飯野助右衞門尉篠木新九郎以上是ヲ典厩衆ト云
金田甚九郎安藤佐左衞門尉伴惣助尾崎彦八郎入戸野四方之助多田九右衞門尉下條久助松原権兵衞尉中沢浪之助同

姓惣助中山佐平次原田丑右衛門尉塚田善内竹内作右衛門
尉駒沢五郎左衛門尉間宮甚六郎小林加兵衛木村仁兵衛荻
原久右衛門尉檜原仁右衛門尉春日四郎兵衛尉山下新三郎
大橋八兵衛尉杉長次郎細野孫右衛門尉金尾敦員助高砂太
十郎大窪甚助岩間孫右衛門尉嶋野傳之丞平井十左衛門尉
小池監物小倉清三郎窪田与太夫荻原治左衛門尉同姓孫兵
衛尉大村治左衛門尉鶴田治右衛門尉小沢源兵衛尉古屋小
兵衛尉鈴木孫次郎石原角兵衛尉中込喜兵衛尉雨宮七左衛
門尉日貝善五郎町田縫殿助以上城織部正カ同心ノ士

落合九兵衛尉奥山作右衛門尉向山一平土屋新太郎河西源
五郎小田切久七郎井門彦一郎渡辺善三郎金丸藤藏志村半
兵衛尉下新兵衛尉耳利帯刀志村九兵衛篠原藤七郎小田切
平次郎河西又兵衛尉塚原与三次野呂瀬平作石原十助塩本
善三郎市川新三郎河村新三郎以上今福筑前守カ同心士
曽根下野守小宮山淡路守奥山織部正森主水正古屋宮内少
輔森源之丞飯嶋傳三郎鷹野傳左衛門尉野沢半左衛門尉鶴
田曽七郎前嶋源次郎樋羽三藏三井二郎三郎摘織部正山下
三右衛門尉太田木好吉奥山曽三郎小濱宮内少輔石原日向

守藥袋帯刀橋田孫兵衛尉渡辺又左衛門尉南宮藤九郎古屋
助左衛門尉高野外記石橋忠左衛門尉岩間杢左衛門尉竹内
小嶋横井野口北川横森白井以上曽根下野守同心ノ士
入藏兵部少輔河野又兵衛尉荻原喜兵衛尉樋口又兵衛尉拓
原平四郎大村藤四郎田中作兵衛尉中沢新三郎齊藤彦兵衛
尉同姓善助小宮山小兵衛尉田中藤右衛門尉同姓善五郎同
姓勝之丞井郷織部正竹野源之丞小野市之丞鷹野右馬助同
姓戸兵衛尉同姓弥兵衛尉沼上新十郎野沢宮内少輔善尾清
七郎三科清五郎中沢角右衛門尉鹽入藤兵衛尉横森兵左衛

門尉藤堂藤兵衛尉志村惣十郎同姓惣兵衛尉中沢清三郎同
姓藤七郎内藤惣兵衛尉矢嶋清五郎佐熊甚右衛門尉同姓与
惣兵衛尉名取善次郎同姓弥左衛門尉石原善兵衛尉三井与
三兵衛尉田中多門之助以上今福新右衛門尉同心ノ士
向山久兵衛尉開主水正渡辺靱負服又一郎土屋次郎右衛門
尉早川弥三左衛門尉中村与兵衛尉後藤与三右衛門尉梶原
肥後守飯嶋宮内大輔早川半兵衛尉上沢美濃守細野豊後守
横屋市左衛門尉渡辺右馬助向山佐渡守落合將監丸山半兵
衛尉田中源左衛門尉後藤久左衛門尉高塚七郎兵衛尉川野

佐右衛門尉四宮藤右衛門尉水口平太夫原田右衛門尉田村
助三郎弥津小兵衛尉土屋甚五兵衛尉鶴田内匠助矢田儀左
衛門尉小池水右衛門尉小倉源兵衛尉同姓弥助荒川善之丞
細野勘三郎青柳源三郎井上権兵衛尉大塚新之丞関新兵衛
尉横田新八郎千野牛之助柳沢市右衛門尉土橋助太夫平井
十右衛門尉細野藤右衛門尉中村平右衛門尉古屋与兵衛尉
飯野藤右衛門尉小倉又四郎相良左近一瀬平三郎伴嘉右衛
門尉川口藤左衛門尉武藤長助渡辺左太郎篠本弥三左衛門
尉岩本図書助矢嶋小右衛門尉神山惣太夫清水勘七郎神戸

左門野田助三郎渡辺清七郎金丸四郎兵衛尉古屋新七郎薬
袋九兵衛尉以上是ヲ土屋衆ト云

大神君ノ命ニ依テ
井伊万千代直政ニ属ス
大田監物加々美源次郎今福右馬丞依田三郎左衛門尉高室
源三郎今福善六郎御手洗新右衛門尉横井彦八郎石原茂助
南角勘七郎古屋作兵衛尉塩屋市之丞川野三右衛門尉飯田
雅楽助川西善十郎山下弥右衛門尉阿部又六郎野呂瀬右近
大夫以上跡部大炊助同心ノ士
窪田平左衛門尉同姓作右衛門尉常田治左衛門尉渋江藤七

郎中嶋勘三郎金作惣右衛門尉古屋八兵衛尉同姓民部大輔
竹井織部正樋口五郎右衛門尉西川新兵衛尉以上駒井右京
進同心ノ士
荻野宮内助櫓田又左衛門尉塚越弥三郎井口与兵衛尉入藏
角左衛門尉坪内善之丞穂坂清九郎遠藤四郎兵衛尉深沢清
三郎清水又兵衛尉同姓庄右衛門尉折井織部丞同姓次郎兵
衛尉加々美六左衛門尉市川清兵衛尉長坂右近助村松勘五
郎岩下市左衛門尉中嶋左近大夫同姓宮内助石原二郎三郎
若尾兵助古屋惣左衛門尉以上跡部九郎右衛門尉同心ノ士

釜場弥八郎五味四郎右衛門尉竹川監物羽中四郎右衛門尉
田邊新兵衛尉太田平左衛門尉森出雲守丸山治兵衛尉三村
清右衛門尉朝比奈権右衛門尉小林内藏助辻次郎兵衛尉以
上耳利同心ノ士
西山十右衛門尉同姓又六郎同姓宗藏山本十左衛門尉阿部
源一郎西山八兵衛尉藥袋數員助以上武田家直參ノ士
大神君鈞命有テ山縣三郎兵衛尉土屋宗藏原隼人正一條右
近大夫カ従士七十四人及ヒ関東浪人四十三人都テ百七十
人ヲ〆井伊万千代直政ニ属セシメ玉フ四隊ノ士卒領地四

万石ヲ以テ一隊ノ将トナサシメ直政カ従士皆以テ兵器赤
色タルヘキノ由ヲ相定メラル于時石原主膳正孕石備後守
廣瀬左馬助ヲ　大神君御前ニ召テ此後汝等直政ニ属
メ忠義ヲ励スヘキノ旨鈞命ヲ蒙ル

柏崎物語

廿一日甲府ニ於て御降参衆武田衆七之助殿人甲府守渡
辺又郎御旗本衆右衛門日下部兵右衛門根来弥四郎五十人小澤民部
右衛門同丈酒之進依田右衛門下夕桜井安芸小田切大隅岩間大蔵
左衛門市川伊賀安芸元信典海野右衛門甲州之間田米田織部
渡辺若狭二而従同心之拾人

信州依田殿大久保七郎右衛門殿二而ハ菅沼小大膳本田七九郎殿人へ
七郎右衛門殿へ被附候

岩洲夜話

天正十年甲斐国御手入之砌武田家浪人　御家に召
抱府中之知行高不附相違之様之面々の其外書付を被下候
其上首之曽根昌世内藤修理三人兼りて甲府之御用を被申之支配
信玄時代之諸事の目付を勤し山縣大蔵右衛門の子細有る由の者兼
紀し信玄勝頼の如く又衛兵之致合御目付与相渡り甲州武士之
被式道具相の中立而之十の内を二つ三つ乃内を其中与るとて
いつも中与るこその八一人ならて無之事なりて不知の書付を

少し相違有りと申ことも相違と云ハ継ハ親の隠居領或ハ浪人
分知の領或ハ継ぎたる知行を其儘に并合するもなくて書出し候有り
三人の者より就て御家の者なれハ委細の吟味をも不及御度て書付
書付の通りに本領安堵の御判物を下され被仰付る且又
家康公御内意兼りて書出す事の始りを相知る義之今に至り甲
州の民家に横紙の御判物下されと申伝へ不申致し候以後に吟
味の上にて右の書付相違し候ハ不届至極なりと申伝へ又之人により
相申より之候津須の行り候家に初鹿伝右衛門と申侍是ハ元来
加藤駿河守二男の子にて源五郎（イニ源太郎）と申者若き時に初鹿源五郎

河中嶋合戦の時ニ上杉謙信旗本に向て大剛の働きをして討死致し
継子なくして無利なる信玄ニも其死を惜し且又家の譲り等
れハ後家をハ別して其家を加藤源五郎に伝右衛門と改させ初鹿の
家督を建後家に一所に置て是の者ニ後家賢く女を以て安定して
事を施して甲府にて城中へ分け出信玄の男子に書きて勤て一生後家
ともにてるかくとにん又身後家の姓を以て伝右衛門書に仍れ初鹿
初鹿の家を相続仍て伝右衛門書て源五郎ニ改めて以武道の名
御座に
　家康公甲州御打入の初めより御くにて此者ハ其の名を
廻り申之由
　御当家へ召抱られ組に在名判の旗本

を仕曽根下野守を訴状右衛門友人に渡して自分か右願書貴寺を
書出して實は文證は其方の門弟に拾貴と書入て出す證拠
其方證武の義は由緒ありて加茂（イ仁茂）丹波守二男猪平次と云友人を
猪右衛門兄弟是に付ゆかれハ此宣へ去年中に參りたる猪右衛門に存候
子細無之と丹波猪平次友人と猪右衛門と兄弟の間とかく相続
に付其方元来浪人にて右猪右衛門指出し去遺の方より右願書
貴寺にて申立候猪右衛門友人よりも親兄弟の其方にて自分の
二ヶ所へ書出し候ても不信に申されたる者はゆかれ共に及ひ申さす候
又内縁に出合面見を失ひ吉八は浪人と立腹して宗政殿へ申上たる

御無事の内二ヶ所下されたる杖竹に墨をぬり我等の御家来ハ
友右にぬり弟にこう候何程ありとも致すと云者　御前に（イ日来）
門前を打返候ハ何事ぞ親の敵のぬすと云て人々に向ひ悪口を
中将殿岩間大蔵右衛門出合申し同じ猪右衛門と中悪敷に付本年より意ひ
一人指に入て同安を趣意する段同前元気内縁の書文に岩間へ云之
の通りにも相違　家康公大に御立腹有之れ猪右衛門義依之
勝頼時代より武功有之者なれハ其罪を継かせて御赦免の御沙汰に
御無事にて墨でぬりたる程々の悪口を申事に思召て方々も不届
の仕合にて成敗なく用捨に及ひ代々武篇の家に生れて

身なとせよと何も者なれハ宜敷を以て一命を御助なされ候と承伝候
御旗奉行之御役ハ不相応年配長久ニ罷成候故ニ御免被遊其以て御供仕
御旗本ニ而三宅弥次兵衛御供被遊非人ニ候ハ九日合戦并ニ能登守
仕候弥次兵衛儀ハ今日一番ニ高名仕甲首御感状を頂戴致候事初筆
討取候首を指上候処御覧被遊侍ニ云者ハ首尾を語り取扱候を
教もらひ候とも未々年御改其の者共御家中の者取扱ニも及
まとひ候而十四五才を隔て　家康公御詞有り御意被遊候義ハ
年寄と御意ニ付て御家老衆御供仕候様ニ　神君
御意被遊候ニ上意ニ而言事ハ人見之處為年一旦段々中任候と云々

一或年の内より辰巳之時迄供仕候事又々御精の御神事の
祭りを延引し御感しより初度ニ御最中ニ而も以上よ吉日を為之
三宅弥次兵衛出世之義前一番ニ高名仕候而後有御尋取上ケ被遊
候ハ私ニ一所出陣之先登ニ高名仕候所ニ申上候　家康公御言ニ仰候
成中分と仰られ弥次兵衛を弥御感指ニされ候よし
甲州法ニ入ニ而甲州山形三郎兵衛土屋殿家来ニ而名右衛門と申者を
大形井伊兵部殿井伊公より承伝候家中ニ而上州小幡上総殿家ニ而
名を見事之と兵部殿能々仕れと仰付らる筆法被仰付
甲州流之家ニ和田加助と申山形同家の侍也同所ニ百五十石之

信玄時代上州箕輪の城責の刻某氏にて御首を取る度々
難あり中者にて武州にて敵を討て申す郎又　家康公より
度々甲州三科肥前守と云人に父子の常の事々取遣の義をなして
取候て被抜打をめされ其後武士の眼前驚かくのことく存候
ま事少しまてもいつはり申す義を申事なく衣の加勢事
外のこと殊も首を取る若者の事自分の者は浪人として抜打
を遊々其後のよし者とも被抜打されの事これ有るまよ有く
ひそかに御耳に達す其後の者とめも御座候なとて申す
承り候事

御意ニ甲州モノヲ忠次ニ御アツケ可被成トオホシメサレ
候ヘ共若輩モノヽ事ナレハ御取立ノ爲ニ兵部ニ御ツケ可
被成哉トナリ忠次イカニモ可然奉存候兵部事臆病ニモ見
ヘス候ヘハ甲州者ヲ御附候ハヽイヨ〳〵励ノ爲ニナルヘキ
ト申上ルニヨリ其通リニ被仰付時ニ榊原康政来リ忠次ニ
申サルヽハ今度甲州モノヲ兵部ニ御アツケ被成候セメテ
半分ツヽ私ト兵部ニ御アツケ可被成事ナリ何カ兵部ニテ
ケ可申口惜ク候所詮兵部ト指違フヘシト存シ御暇乞ニ参
リタルト云忠次聞テサテ〳〵不届ナル所存カナ甲州モノヲ

ワレラヘ御アツケ可被成トノ御意ニテアリシヲ吾等ス、メ奉リ兵部ニ御アツケ被成タルハソレカシカ致シタル事ナリ万一此オモムキヲ聞ワケス聊尓ナル儀ヲ致シタラ、弓矢八幡ソ　殿ヘ申上ルニ不及其方一門ヲ一々串刺ニ可申付ト殊ノ外シカラレ候由

是ヨリサキ明智日向守ヲ誅伐以後太閤オホシメスハ以後天下ハ尾張内府信雄ノシロシメサル、事可然トノ事ナリサテ信忠ノ若君ヲハ安土ノ焼跡ヘウツシ置タテマツリ九月ノ末イツレモ安土ヘ参會シテ天下ノ儀相談ナリ柴田勝家ノ了簡ハ神戸三七信孝ノシロシメサル、事可然ナリ信雄ハ既ニ尾州五郡ノ主ナリ信孝ハ勢州神戸五万石ヲ領セラル明智ヲ御付四國ヘ被遣筈ニ候ヘトモ伊豫ハカリ少シ御手ニ入其外ハ御手ニ不入其時信孝堺ニテ明智ヲ御待候内ニ明智逆心ヲ起シタリトカリ天下ノ儀ハ信孝シカルヘシトナリ是ヨリ挨拶及相違テ柴田ト大閤タカヒニイカリヲフクム其明丹羽長秀大閤ト一所ニ寢コロヒアリシガ長秀ソト足ニテ大閤ニ心ヲツクル太閤心得ラレ其夜大坂ヘ御皈リ勝家ハ越前ヘ歸ラル瀧川一益ハ關東ノ官領ニテア

リシカ北条ト取合候内ニ信長御生害ノ事キコヘタリ一益ハ北条ニ負テ真田ヲ頼ミ木曽路ヲノホリ候此頃信孝ハ岐阜ニアリ太閤ハ山崎ニアリ越前雪フカケレハ勝家冬中ハ出陣ナルマシト太閤ノ御ツモリ也

太閤ハ江州志津嵩ノ地形一覧アリテ取手ヲ四ツ仰付ラレテ桒山左衛門佐ヲシテ守ラシム

瀧川ハ柴田ト一味ナリ勢州亀山ハ瀧川家来佐治新助守ル

太閤ハ柴田カ事大切ニオホシメス故其前ニ亀山ナトヲモ御覧ヲカルヘキノ心根ニテ亀山ヘ出馬アリテ志津嵩ヘ御アカリサテ山崎ヘ御カヘリナサルヽ

太閤ト柴田ト和睦イタサセ度トノ由瀧川方ヨリ信孝ヘ申達スルニヨリ信孝ヨリモ柴田ヘ異見ナリ就夫柴田手前ノ馬廻リ両人ト太閤ヘ縁アル信長ノ馬廻リ両人トヲ寳寺ヘツカハシ浅野弥兵衛ヲ以テ存念ヲ申入ルヽ太閤四使ヲメシ出サレ直ニ御聞候口上ハ用ニ不立事ヲ申出シ詮ナキ儀ニ候間和睦可仕トノコトナリ太閤荅ハ被仰越ノ通御尤ニ候諸事御異見ニ随ヘシ使者御心ヨク合點ナサレ大悦ニ存候左候ハ墨付ヲ可被下太閤墨付ハ飛脚ヲ以テ遣スヘシ先

各ハカヘラルヘシ此次テニ大徳寺ヘ参ケイシテ信長公ヘ
焼香イタサレヨトノ事ニテ使者ハ大徳寺ヘ参詣シテ越州
ヘ帰ル其後太閤ヨリ五畿衆ヲ呼ヨセラレ今度越前ヨリノ
口上ヲ仰キケラレ是ハ雪中難致出馬ニヨリテノ謀ナリ瀧
川カ談合ナルヘシ唐ニテハ張良日本ニテハ楠ナトニハ謀
ラルヘキカ柴田ナトニハダマサレマシキモノヲトノ儀ナ
リイツレモ感シ入ラル

太閤仰ラルヽハ妙成事ヲ心ツケラレ殊外心ウキ立面白ク
成候トテ人数三四万御ツレ志津嵩口御コシソレヨリ美ノ
ヘ御出霜月末ニ岐阜城御責ハニノ丸迄御詰ユヘ信孝ヨリ
扱ニナサルヽ太閤返答ハ三七殿ハ柴田ト一味ナサレ私ヲ
御タヲシ可被成トノ御心底ウラメシク存候中々柴田ナト
ニタヲサルヽ私ニテ無之候三七殿ハ主君ノ筋目ナレハ助
ケ申トテ其侭岐阜ヲオカル此時稲葉彦六ヲハシメ濃州衆
不残太閤ヘ随申候サテ又シツガ嵩口御越仕置等仰付ラレ
極月廿七日比上京ナサルヽ筈ナリシカ姫路口御帰リナサ
レ此中イツレモ苦労仕候三ケ日ノ間ハ御自分ニモ御休ナ
サルヘシイツレモヤスミ候ヘトテ金銀衣服等諸士ニタマ

ハリ元日ヨリ上下コトゝク休息ス

武徳成業巻之十八終

内閣文庫

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan